

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等																												
<p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 令和 5 年 3 月 31 日時点において休職している職員の、第 37 条の適用については、なお従前の例による。</p> <p>別表第 9（第 37 条関係） 休職期間等換算表</p> <table border="1" data-bbox="136 590 1205 1493"> <thead> <tr> <th>休職等の期間</th> <th>換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休職規程第 3 条第 1 号の規定による休職の期間（結核性疾患に限る。）の期間</td> <td>1/2 以下</td> </tr> <tr> <td>休職規程第 3 条第 1 号の規定による休職の期間（結核性疾患及び給与規程第 32 条第 1 項の規定の適用を受ける期間を除く。）及び就業規則第 52 条の規定による療養休暇（業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休暇を除く。備考において同じ。）の期間</td> <td>1/3 以下</td> </tr> <tr> <td>地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程第 5 条の規定による介護休業の期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休職規程第 3 条第 2 号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）</td> <td>3/3 以下</td> </tr> <tr> <td>労働組合の業務に専ら従事するための休職の期間</td> <td>2/3 以下</td> </tr> <tr> <td>休職規程第 3 条第 3 号の規定による休職の期間</td> <td>3/4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 就業規則第 52 条の規定による療養休暇には、理事長が別に定めるものを含めないものとする。</p>	休職等の期間	換算率	休職規程第 3 条第 1 号の規定による休職の期間（結核性疾患に限る。）の期間	1/2 以下	休職規程第 3 条第 1 号の規定による休職の期間（結核性疾患及び給与規程第 32 条第 1 項の規定の適用を受ける期間を除く。）及び就業規則第 52 条の規定による療養休暇（業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休暇を除く。備考において同じ。）の期間	1/3 以下	地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程第 5 条の規定による介護休業の期間		休職規程第 3 条第 2 号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3/3 以下	労働組合の業務に専ら従事するための休職の期間	2/3 以下	休職規程第 3 条第 3 号の規定による休職の期間	3/4 以下	<p>別表第 9（第 37 条関係） 休職期間等換算表</p> <table border="1" data-bbox="1338 590 2407 1493"> <thead> <tr> <th>休職等の期間</th> <th>換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（新規）</td> <td>（新規）</td> </tr> <tr> <td>休職規程第 3 条第 1 号の規定による休職の期間（給与規程第 32 条第 1 項の規定の適用を受ける期間を除く。）及び就業規則第 52 条の規定による療養休暇（業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休暇を除く。備考において同じ。）の期間</td> <td>1/2 以下</td> </tr> <tr> <td>地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程第 5 条の規定による介護休業の期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休職規程第 3 条第 2 号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）</td> <td>3/3 以下</td> </tr> <tr> <td>労働組合の業務に専ら従事するための休職の期間</td> <td>2/3 以下</td> </tr> <tr> <td>休職規程第 3 条第 3 号の規定による休職の期間</td> <td>3/4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 就業規則第 52 条の規定による療養休暇には、理事長が別に定めるものを含めないものとする。</p>	休職等の期間	換算率	（新規）	（新規）	休職規程第 3 条第 1 号の規定による休職の期間（給与規程第 32 条第 1 項の規定の適用を受ける期間を除く。）及び就業規則第 52 条の規定による療養休暇（業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休暇を除く。備考において同じ。）の期間	1/2 以下	地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程第 5 条の規定による介護休業の期間		休職規程第 3 条第 2 号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3/3 以下	労働組合の業務に専ら従事するための休職の期間	2/3 以下	休職規程第 3 条第 3 号の規定による休職の期間	3/4 以下	<p>・私傷病休職時の復職調整を 3 分の 1 以下（結核性疾患は 2 分の 1 以下）とするための改正</p>
休職等の期間	換算率																													
休職規程第 3 条第 1 号の規定による休職の期間（結核性疾患に限る。）の期間	1/2 以下																													
休職規程第 3 条第 1 号の規定による休職の期間（結核性疾患及び給与規程第 32 条第 1 項の規定の適用を受ける期間を除く。）及び就業規則第 52 条の規定による療養休暇（業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休暇を除く。備考において同じ。）の期間	1/3 以下																													
地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程第 5 条の規定による介護休業の期間																														
休職規程第 3 条第 2 号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3/3 以下																													
労働組合の業務に専ら従事するための休職の期間	2/3 以下																													
休職規程第 3 条第 3 号の規定による休職の期間	3/4 以下																													
休職等の期間	換算率																													
（新規）	（新規）																													
休職規程第 3 条第 1 号の規定による休職の期間（給与規程第 32 条第 1 項の規定の適用を受ける期間を除く。）及び就業規則第 52 条の規定による療養休暇（業務上の傷病又は通勤による傷病に係る休暇を除く。備考において同じ。）の期間	1/2 以下																													
地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程第 5 条の規定による介護休業の期間																														
休職規程第 3 条第 2 号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3/3 以下																													
労働組合の業務に専ら従事するための休職の期間	2/3 以下																													
休職規程第 3 条第 3 号の規定による休職の期間	3/4 以下																													